

契約書の電子化に関する規制改革

2) 「下請代金支払遅延等防止法」(通称:下請法)の第3条における「法運用」

状況: 2011.3.11の後、当時のリコー櫻井会長が経済同友会の会長だったので、経産省から規制緩和の上程要請を受け、特命案件として経産省に対して上程したが民主党政権だったということもあり、あっけなく規制緩和にいたらなかった。

1. 問題点 「下請代金支払遅延等防止法」(通称:下請法)の第3条における「法運用」に問題があります。

2. 所管は、公正取引委員会。同法の第3条の目的は、「言った・言わない」を防止するために大企業が中小企業に発注するときには必ず事前に「書面」を発行しなければいけないというものです。第3条2項では、「一定の要件(≒政令で定める要件)」を満たせば、紙ではなく電子でもいいと定めています。

3. 下請法の問題点

(1) 概要 下請法第3条2項で決められている政令※で定める要件です。 ※政令:「下請代金支払遅延等防止法第3条の書面の記載事項等に関する規則」の第2条です。

①EDI前提 ここで定められる要件は、いわゆる市販の「EDI(Electronic Data Interchange)」を導入することを想定しています。(詳細は)EDIサービスを導入しなければならないと言っても過言ではありません。つまり、この要件をみたさない電子メールでの発注は禁止されています。そのため、非常時だからといって、メールでの注文をすることはできず、書面の交付をしなければなりません。また、この非常事態の間にEDIを導入することは現実的ではありません。

②電子取引をするための書面合意 電子取引をするためには、「電子取引をするための書面による合意」が予め必要です。そのため、今のような緊急時に、すぐにメールでの取引をすることはできません。下請法は、書面合意ができないから電子取引をする、ということは全く想定していません。「電子取引をするための書面による合意」なしに電子取引をすると、公正取引委員会から摘発されます。

(2) 規制主体の公正取引委員会の法運用 公正取引委員会は、ここ10年程度、この下請法3条違反(事前の書面交付義務)で数々の企業への取り締まりを実施してきました。少し古いですが、平成26年では、単年度で4,067件の違反行為を摘発しています。現在、大企業はほぼ、トラウマという印象を持つレベルで下請法3条を死守する状況になっていま

す。大企業としては、この法律に違反するくらいであれば、中小企業が出社しようがしまいが、書面を一方的に送り付ける、という運用をせざるを得ません。したがって、中小企業では特に在宅勤務ができない状況が続いているといっても過言ではありません。

4. 規制改革案

(1) 目的：契約の電子化を推進し、在宅勤務のボトルネックを解消する。（電子帳簿保存法と同じ）

(2) 改正対象：公正取引委員会による下請法監査の「運用基準」の変更

(3) 規制改革案 法改正ではなく、公正取引委員会が次のような監査指針を打ち出すだけで十分と考えます。事業者（事業者）が下請事業者（パートナー）に対して、注文をする場合、政令に定められる手続を満たさずに電子メールで注文する行為は、原則として、下請法3条違反になることは間違いないが、2020年度における監査では、ペナルティの対象から除外する。

5. 参考：下請法3条・政令第2条

下請法 第3条（書面の交付等）

1 項割愛

2 親事業者は、前項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該下請事業者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて公正取引委員会規則で定めるものにより提供することができる。この場合において、当該親事業者は、当該書面を交付したものとみなす。下請代金支払遅延等防止法第3条の書面の記載事項等に関する規則 第2条 下請法第3条第2項の公正取引委員会規則で定める方法は、次に掲げる方法とする。一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ 親事業者の使用に係る電子計算機と下請事業者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 親事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された書面に記載すべき事項を電気通信回線を通じて下請事業者の閲覧に供し、当該下請事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法(法第3条第2項前段に規定する方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、親事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法

2 前項に掲げる方法は、下請事業者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものでなければならない。

3 第1項第1号の「電子情報処理組織」とは、親事業者の使用に係る電子計算機と、下請事業者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

以上、こちらも電子帳簿保存法と同じレベルで電子契約を阻んでいる壁になります。